

2024 年 2 月 16 日

科目名	受験番号：	採点欄
日本語	氏名：	

千葉市に住むある外国籍の男性は就労などのため来日した 3 年後の 2018 年に体調を崩して働けなくなり、在留資格が病気の治療を受けるためとして就労できない条件に切りかわったため、収入はなく支援者からの援助で生計を立てています。男性は、3 年前千葉市に生活保護を申請しましたが外国人であることなどを理由として却下され、この決定は不当だとして訴えを起こしました。2024 年 1 月 16 日の判決で、千葉地方裁判所の岡山忠広裁判長は、「生活保護法が保護の対象とする『国民』は日本国民であり、外国人は含まれないものと解釈できる」と指摘しました。その上で、「生活が困窮する外国人については永住者などの資格を持つ人を対象に自治体の裁量で生活保護に準じた支給を行うと定められているが、原告は永住者などに該当しない。生活保護に準じた支給も予算措置を伴うものであり、すべての外国人が対象となるものではなく、自治体の承諾なくして成立しない」として男性の訴えを退けました。このような判決に対して、あなたの国においても同様の事例が生じた場合にどう対処がなされるべきかについても考慮にいれつつ、あなたの意見を 600 字程度で述べなさい。